養ほう振興法施行細則 の — 部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年十二月二十 八日

佐賀県知事 古 Ш 康

佐賀県規則第八十三号

養ほう振興法施行細則の 一部を改正する規則

養ほう振興法施行細則 (昭和三十年佐賀県規則第四十五号) の 一 部を次のよ

うに改正する。

題名を次のように改め ర్మే

養蜂振興法施行細則

第一 条中「 養ほう振興法」 を「養蜂振興法」 に \neg および養ほう振興法施行 規

則」を「及び養蜂振興法施行規則」 に改める。

第二条の見出しを「(蜜蜂の飼育の届出)」 に改め、 同条中「 養ほう業者」 を

蜜蜂の飼育を行う者」に改め、「第三条第一項」の下に「 及び第三項」を加え、

1

みつばち飼育届」 を「 蜜蜂飼育 (変更)届」 に改める。

第三条の見出し中「転飼養ほう」 を「転飼養蜂」 に改め、 同条中 養ほう業

者」 を「養蜂業者」 ĺĆ _ みつばち転飼許可申請書」 をっ 蜜蜂転飼許可申請書」

に および」を「及び」 に改める。

第四条の見出し中「はちみつ」 を「 蜂蜜」 に改め、 同条中「 または」 を 又

ば に改め、 同条の次に次の一条を加える。

(身分証明書)

第五条 法第九条第二項に規定する職員の身分を示す証明書は、 別記樣式第四

号によるものとする。

様式第一号中「田祭け 日本標準規格 \Box 4 波 を「 徭 2 条関係」 に \neg みしばち

飽倉 三国 を「 蜜蜂飼育 没用 三 に

住民所名 Ж 4 は名称および代表者氏

仂

끔 を

現氏通 住名信 主所 呂又は名称及び代表者E 言連絡先(電話番号) Ŕ 仂

> 巴 に \neg ᅋ U 振興法 徭 ω

艦 H 偨 徭 \subset ω ЭН 偨 _ 頃の規定 બ 紦 \rightharpoonup 闰 ビ 紦 rī \neg ᢖ ω 浜 こ U \forall ばち飼育状況」 \smile 問の の規定に \wedge おこみし より、 を ばち飼育 \neg \forall 빵 蜜蜂飼育状況」 9 \wedge ᢒᠶ 囲 例 こ 蜜蜂飼 \subset ЭН に બ 仁田 ᆫ を 紁 養蜂振 圉 画 が発掘 興法

	-	٦	-	7
	劊		飼	
	和		型外	
	場		揚	
	所		所	
	餇育蜂群数		飼育ほう群数	
_	اد	<u> </u>	を	

みつばち飼育計画」 を 蜜蜂飼育計画」 に

		_	-	7
	飼		餇	
	仙田		山	
	藍		氈	
	所		所	
	飼育予定最大計画 蜂群数		飼育ほう群数	
	飼育		飼育	
	期		期	
	間		間	
_	ľĆ		を	

- $\ddot{\mathbb{H}}$ 幯 2) 飽飽 肩盾 " 帽 画 用 귥귞 ₩-回 一網 田勤 かま 301 12 2月31 入する Π $^{\text{H}}$ ri d ついて記入す Ø (1 \wedge を
- 番光 $\begin{array}{c}
 (5) \\
 (4) \\
 (5) \\
 (4) \\
 (5) \\
 (4) \\
 (5) \\
 (4) \\
 (5) \\
 (4) \\
 (5) \\
 (4) \\
 (5) \\
 (4) \\
 (5) \\
 (4) \\
 (5) \\
 (4) \\
 (5) \\
 (4) \\
 (5) \\
 (4) \\
 (5) \\
 (4) \\
 (5) \\
 (5) \\
 (4) \\
 (5) \\
 (5) \\
 (5) \\
 (5) \\
 (6) \\
 (6) \\
 (7) \\
 (7) \\
 (8) \\
 (8) \\
 (8) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\
 (9) \\$ (るでし ご記いと人。 ずなず 8 C CIOH $\mathring{\mathcal{U}}_{\emptyset}$

に

氏名を自署する場合においては、押印を省略する飼育計画は1月1日から12月31日までについて電話番号は、常時連絡が取れる携帯電話が望まし飼育場所は字及び地番まで記入すること。本届出に記載された内容については、蜂群の配置の振興に必要な範囲においてのみ利用する。 .調整又は防疫その他の養 ᆫ

改 がめる。

転飼許可申請書」 樣式第二号中 を「 樣式第 蜜蜂転飼許可申請書 | | 巾 を 蒸式 舥 に 巾 \neg 紦 模证 ω 条関係 う振興法」 \succeq に を 養蜂振興 りお ばなり

備考 法 に次のように加える。 ĺĆ (3) 中 ほう群数」 Ð て先」 を「 を「 宛先」 蜂群数」 に改め、 に _ みり源」 同樣式 の備考中 を「 蜜源」 (3)を に改め、 (4) と し、 同様式の (2)の次

(3) () 本申請に記載された内容について 振興に必要な範囲においてのみ利用 8 수 한 蜂群の配置調整又は防疫その他の養蜂の

 \neg

様式第三号を次のように改める。 樣式第二号中「 上解却 ビ みつばち転飼の」 ほう場質 与承諾書 を を 蜜蜂転飼の」 土地貸与 承諾 に改め に ᇭ を

蜂蜜の添加物の表示 精製年月日 添加物の有無 4 センチメートル 添加物の種類 添加物の割合 % 精製所所在地 名称及び氏名 <---4 センチメートル--->

様式第3号(第4条関係)

様式第三号の次に次 の 様式を加える。

様式第4号(第5条関係)

(表) 第 号 身分証明書 所属 写 職名 氏名 (生年月日) 年 月 日生

上記の者は、養蜂振興法(昭和30年法律第180号)第9条第1項の規定により、立入検査を行う者であることを証明する。

年 月 日 佐賀県知事

EIJ

養蜂振興法 (抜すい)

(報告及び立入検査)

- 第9条 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、養蜂業者に対し、蜜蜂の飼育の状況に関し報告を求め、又はその職員に、その者の事務所、事業所その他必要な場所に立ち入り、蜜蜂の飼育の状況若しくは巣箱、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、そ の身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示し なければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪 捜査のために認められたものと解釈してはな らない。

(罰則)

第13条 第9条第1項の規定による報告をせず、 若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定によ る検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しく は同項の規定による質問に対して答弁をせず、 若しくは虚偽の答弁をした者は、10万円以下の 罰金に処する。 ' 10 センチメートル

10 センチメートル

------ 8センチメートル -------

附

則